

高尾千津子

アブラハム・カウフマンとハルビン・ユダヤ人社会：
日本統治下ユダヤ人社会の一断面

はじめに

5月のある一日だった。70人ほどいた日本人全員に「荷物を持って集まれ」という命令が下った。日本人たちの喜びようといったら尋常ではなかった。「ダモイ（帰国）だ」と。二人の日本人がわたしのところまでやってきて、ハルビン時代からわたしを知っている、わたしの家族の住所を教えてください。家に立ち寄って、わたしの消息を知らせてくれるというのだ。

「これからどこに行くのかあなたがたは知っているのですか？」と聞くと、「もちろん、ダモイ、日本です」と答える。

結局、わたしは彼らに手紙を託すのは遠慮した。……

日本人たちには二人の看護婦が同行した。……その一人が、後に旅の顛末をわたしに語ってくれた。日本人たちはペトロパブロフスク [カザフスタン北部の都市] までは希望に満ちていた。彼らは列車のなかで歌をうたい、帰国できると小躍りして喜んだ。だが、ペトロパブロフスクを過ぎ、自分たちが逆方向に向かっているのに気がついた。……

日本人たちがたどり着いたのはカザフスタンのカラガンダ収容所だった。半年後、私はそこで彼らと再会することになる¹。

冒頭の文章は、アブラハム・カウフマンが1973年にイスラエルで発表した自伝『ラーゲリの医師』中にあるスベルドロフスク州アザンカ収容所での出来事をつづった一節である。カウフマンは1919年から1945年夏の日本の敗戦までハルビンのユダヤ教団会長を務め、また医師としてもハルビンのロシア人一般のあいだで著名な人物であった²。日本の外務省記録『猶太人問題』にはカウフマンの名前が頻繁に登場する。1932年の満洲国建国後、日本当局はハルビンでユダヤ人関連の事件が起きるとしばしば彼から意見を聴取した。カウフマンはハルビン・ユダヤ人社会を名実ともに代表する人物であり、日本に対するユダヤ人社会の「窓

¹ Д-р А. И. Кауфман, Лагерный врач: 16 лет в Советском Союзе — воспоминания сиониста, Тель-Авив, 1973. С. 66-67.

² カウフマンの名前は古くはバラクシンや、最近ではタースキナやメーリホフの著作にもハルビンの代表的な医師として紹介されている。Петр Балакишин, Финал в Китае: возникновение, развитие и исчезновение белой эмиграции на Дальнем Востоке, Том первый, Сан Франциско, 1958. С. 105; Елена Таскина, Неизвестный Харбин, М., 1994, С. 52; Г. Б. Мелихов, Белый Харбин: Середина 20-х годов, М., 2003. С. 214-217.

口」であった。

外務省記録によれば、1937年春以降カウフマンは日本当局に対するそれまでの「敬遠的態度を急変」し、陸軍特務機関に接近、同年暮にカウフマンの発意により第一回「極東猶太民族大会」が開催された。そこでハルビンをはじめとする日本統治下のユダヤ人代表は、日本と満洲国の国策に対する全面的な協力を宣言したのである³。1945年8月17日にソ連軍がハルビンに入城し、その4日後の21日にカウフマンは逮捕され、家族を残したままソ連へ連行された。彼は日本の協力者として11年間に及ぶラーゲリ生活を余儀なくされた。日本人抑留者と一時期運命をともにし、各地のラーゲリで医師として働いたカウフマンは1961年にイスラエルへ移民を果たした。自伝『ラーゲリの医師』はカウフマン没（1971年）後テルアビブで、ロシア語とヘブライ語で出版された。自伝には日本人抑留者に対する同情はあっても、日本を批判する言葉は見られない。カウフマンは『ラーゲリの医師』の他にも晩年になって回想録を書き残している。彼が生まれてからハルビンに移住する前のロシア本国とスイス留学時代（1885年ー1911年）を回想した『我が人生のページ（Листки из моей жизни）』、そしてハルビン時代を扱った『居留地ハルビン（Поселок Харбин）』である。だがハルビン時代の回想は1933年の「カスペ事件」（後述）の記載で終わり「未完」とされている。肝心の日本統治時代については、彼は多くを語らずにこの世を去った⁴。

1898年からおよそ60年間続いたハルビンのユダヤ人の歴史において、13年に及んだ日本の統治はどのような時代だったのであろうか。これまでの研究の多くは日本の対ユダヤ人政策に重点が置かれ、ユダヤ人社会は日本の政策の変化に翻弄される客体として取り扱われるのが常であった⁵。本論ではエルサレムの中央シオニスト文書館に残されたカウフマンとパレスチナ・ユダヤ機関との間で交わされた未公開文書を手がかりに、日本統治下にあったユダヤ人社会の一断面を紹介し、カウフマンが日本協力へと転向するに至る背景を考察する。

³ 1938年2月17日付「極東猶太人民会代表会議第一回会議詳報、附参考所見（犬塚大佐）」、外務省外交史料館『民族問題関係雑件 猶太人問題』第3巻所収。

⁴ ハルビン時代の回想は極東出身ユダヤ人の親睦組織である「イグード・ヨツェイ・スィン（中国出身者協会）」（会長はカウフマンの息子テディ・カウフマン）が発行するロシア語版『ビュレティン』に、1987年12月から1998年4月まで連載された。ロシア時代の回想は1998年2月に連載開始され現在も継続中である。

⁵ Boris Bresler, “Harbin’s Jewish Community, 1898-1958: Politics, Prosperity, and Adversity,” *The Jews of China*, vol. 1 (M. E. Sharpe, 1999), pp. 200-215; David Kranzler, “Japan before and during the Holocaust,” in David S. Wyman ed., *The World Reacts to the Holocaust* (The Johns Hopkins University Press, 1996), pp. 554-572; 丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』法政大学出版局、2005年; 阪東宏『日本のユダヤ人政策 1931-1945』未来社、2002年。

1 ハルビン・ユダヤ人社会の形成

1898年、東清鉄道（中東鉄道）建設と中国進出の拠点として帝政ロシアが建設した都市ハルビンは、建築、制度、文化、言語などあらゆる点で「アジアの中のロシア」を代表する都市であった。とはいえユダヤ人政策の面ではハルビンはロシアの例外であった。多くのロシア・ユダヤ人がこの都市の寛容さに引き寄せられたが、それはハルビンには教育、居住、行政、その他さまざまな面でロシア本土の制度化されたユダヤ人差別が存在しなかったからである。ハルビンの寛容さはこの都市が中央から地理的に遠いことが理由ではなかった。ハルビンより遠い沿海州でも、ユダヤ人に対する居住制限はれっきとして存在したからである。1891年にスキデルスキー商会を創設し清国との森林資源の利権で巨万の富を築いたレオンテイ・スキデルスキーですら、州内を自由に移動できなかった（彼が移動の自由を獲得したのは1912年11月のことであった）⁶。

鉄道沿線の繁栄と極東ロシアの経済振興を重視した大蔵大臣ウィッテの方針により、資本と起業家精神をもつものであれば、ハルビンでは誰であれ歓迎された。20世紀初頭以来、ハルビンのユダヤ系企業は、林業、搾油、製粉、アルコール製造業など地方産業の発展と資源開発にパイオニア的な役割を演じた。日露戦争に従軍したユダヤ人の中には復員後ハルビンに定着した者も多かった⁷。ハルビンにはロシア極東の都市とは異なりユダヤ人としての生活を可能にする制度や施設が備わっていたからである。アムール州のなかではまとまった数のユダヤ人が居住していたブラゴヴェシチェンスク（1897年のユダヤ人人口は306人）ですら、1917年9月になるまでユダヤ人組織は一つも存在せず、ユダヤ人学校も図書館、印刷所もなかった⁸。一方ハルビンのユダヤ人社会は1914年頃までにはシナゴグ、ラビ、学校（初等教育、ヘブライ語学校）、公共図書館、葬儀互助会、墓地、ミクヴェ（儀式用の水槽）、養老院、グミレス・ヘセッド（零細事業者向けの無利子貸付制度）、慈善組織など充実した宗教・共同体施設が備わり、ハルビン有数の民族・宗教集団となっていた。ハルビンは建設から間もない内に、シベリアや極東に住むユダヤ人にとっての「メッカ」となった⁹。ロシア革命直前のハルビンのユダヤ人人口の推計は研究によってばらつきはあるが、およそ5000から6000人、市の「ロシア人」人口のおよそ10パーセントを占めていたと思われる。20世紀初頭のニューヨークをはじめ世界各地のロシア、東欧系ユダヤ移民のディアスポラではイディッシュ

⁶ Г. В. Мелихов, Национальные общины в Харбине // Бюллетень Игуд Иоцей Син, № 352. 1997. С. 55.

⁷ Виктория Романова, Российские евреи в Харбине // Диаспоры. 1. 1999. С. 120; Zvia Shickman-Bowman, "The Construction of the Chinese Eastern Railway and the Origin of the Harbin Jewish Community, 1898-1931," *The Jews of China*, vol. 1 (M. E. Sharpe, 1999), pp. 187-199.

⁸ CZA (Central Zionist Archives), Jerusalem, F35/17.

⁹ Романова. Российские евреи в Харбине. С. 119; David Wolff, *To the Harbin Station: The Liberal Alternative in Russian Manchuria, 1898-1914* (Stanford University Press, 1999), pp. 97-98.

話者が圧倒的多数を占めていたが、ウルフはこれとは対照的なハルビン・ユダヤ人社会の高いロシア語母語率に着目し、ハルビンという都市がユダヤ人差別とは無縁でありながら、しかもロシア文化の枠内にあったことも、多くのロシア・ユダヤ人を引きつけた理由であると推測している¹⁰。「ユダヤ人定住地域」からアメリカやヨーロッパへと移住したロシア・ユダヤ人とは異なり、ハルビンへ移住者にはロシア内地出身者が多く、ロシア語やロシア文化に対して馴染みが深かったと思われる。

1910年、ハルビン・ユダヤ教団（Харбинская еврейская духовная община — ХЕДО）が正式に発足した。1927年に中国当局によって承認されたハルビン・ユダヤ教団定款によれば、20歳以上のユダヤ人はすべて教団成員資格を持ち、教団はシナゴグ、ラビ、シェヒター（ユダヤ教の掟に従った屠殺）、墓地を維持する権利のほか、出生、死亡、婚姻、離婚登録を行い、ユダヤ人学校の開設や維持、文化、教育、慈善活動を行う権利を有していた¹¹。

アブラハム・ヨシフォヴィッチ・カウフマンが妻とともにハルビンに居を定めたのは1912年、彼が27才のときである。1885年、ユダヤ人定住地域であるチェルニゴフ県のムグリン（Мглин）の裕福なユダヤ教正統派の家庭に生まれたカウフマンは、5才の時に家族と共にペルミに移住した。1903年にギムナジウムを卒業後、ユダヤ人に対する入学者数制限のためにカザン大学への入学がかなわなかったカウフマンは、スイスに留学し、1909年に医師の資格を得た。ロシアに戻り、ペルミで医師として働く一方、各地の地方都市でシオニズム運動の宣伝に携わった。カウフマンはハルビン到着後医師として働く一方、多方面にわたる社会活動を開始し、1919年から1945年までハルビン・ユダヤ教団会長を務めると同時に、「ユダヤ民族基金」、世界シオニスト機構、ユダヤ機関など主要なシオニスト組織の極東地域の代表となった。

十月革命と続く内戦ののち、ロシアからは国境を越えて20万もの難民が押し寄せた。戦争でヨーロッパ方面の港が封鎖されたためにハルビンはアメリカに向かうロシア・ユダヤ人の重要な中継地点となり、ハルビン・ユダヤ人社会は難民問題に忙殺された。無一文でやってくる同胞を救援するために、この時期にさらに充実した慈善組織網が整備された。

1925年の復交後、中国とソ連は政治的には互いに敵視しながらも、経済的に貿易の黄金時代を迎え、中東鉄道はその中心的役割を果たした。黒竜江地区は当時ソ連との貿易で大幅な輸出超過を記録しており、ハルビンはその黄金時代を迎えた¹²。ハルビンのユダヤ人にとって、政治的には決して安泰ではなかったにしても、1920年代なかばは経済的に最も安定していた時期であった。帝政末期以降ニューヨーク、パリ、ロンドン、パレスチナなど世界各地に散

¹⁰ デビッド・ウルフ「シベリア・北満をめぐる中国とロシア」『周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年、32頁。

¹¹ Кауфман. Поселок Харбин // Бюллетень. № 345. 1996. С. 13.

¹² 饒良倫、張秀蘭、段光達『東北アジア史の再発見』有信堂高文社、1994年、140-159頁。

らばったロシア・ユダヤ人のディアスポラのなかで、ハルビンのコミュニティは小さいながらも豊かで、極東にありながら決して孤立してはいなかった。ロシア語による講演や演劇、音楽会が開催され、モスクワ芸術劇場やボリショイ・オペラが招かれた¹³。20年代から30年代初めにかけて、ハルビンのユダヤ人社会はソ連や東欧の同胞を救援するためのキャンペーンを継続的に行っていた¹⁴。ソ連への援助は主に春の過越し祭に必要なマツオート（種なしパン）を配給するための資金としてベルリンのユダヤ人組織を経由して送金された。この一方でハルビンに近い極東ビロビジャンへのユダヤ人移住計画に関してカウフマンは終始批判的であった。1928年、ハルビンの親ソ派ロシア語紙『モルヴァ(Молва)』がカウフマンのビロビジャン計画に関する沈黙を批判した際、カウフマンが編集する『エヴレイスカヤ・ジーズニ』紙¹⁵は、ソ連極東の「ユダヤ人国家」建設として宣伝されたこの計画を「[ソ連政府が] シオニズムと闘うと同時にアメリカのユダヤ人から入植資金をせしめる」ための手段であると断じている¹⁶。

2 「カスペ事件」1933-35年 — 白系ロシア人と反ユダヤ主義

戦前日本の外交史料には「ユダヤ人問題」やソヴィエト事情にかんして日本側の認識を混乱させるような情報がしばしば見受けられ、その多くがハルビンの日本総領事館や警務当局から「白系ロシア人からの伝聞」という但し書きつきで日本に流れていた¹⁷。ロシア革命と干渉戦の後、ハルビンは極東における最大の反革命派ロシア人の集中地となっていた¹⁸。共産主義やソヴィエト体制をユダヤ人と結びつける思想は、戦間期に世界中に広まったが、ハルビンもその例外ではなかった。反ユダヤ的な言論や行為は帝政期以来ハルビンに在住していたユダヤ人を脅かすことになる。『エヴレイスカヤ・ジーズニ』の紙面からは1927年頃からユダヤ人に対する嫌がらせが横行していたことがうかがわれる。十月革命10周年にあたる1927年11月にはハルビンの街頭では反ユダヤ的なビラがまかれ、シナゴグの窓ガラスが割られるなどの事件が発生していた¹⁹。

¹³ Bresler, "Harbin's Jewish Community," *The Jews of China*, pp. 205-206.

¹⁴ Кауфман. Поселок Харбин // Бюллетень. № 344. 1996. С. 13-16.

¹⁵ 1921年にハルビンで創刊されたロシア語週刊新聞であり、カウフマンが編集人を務めた。

¹⁶ По поводу 'еврейкой республики в Сибири' (Колонизация евреев в Бирско-Биджанском районе) // Еврейская жизнь. 1928. № 12. 以後も同紙にはビロビジャン計画に対する批判的の記事が掲載された。

¹⁷ 拙稿「日本側から見た『ビロビジャン計画』——両大戦間期日本におけるソビエト・ユダヤ認識」『社会科学研究』第126号、1997年、59-85頁。

¹⁸ Н. И. Дубинина, Я. И. Ципкин, Об особенностях дальневосточной ветви российской эмиграций // Отчественная история. 1. 1996. С. 70-72.

¹⁹ Кауфман. Поселок Харбин // Бюллетень. № 345. 1996. С.16.

ハルビンにおける白系ロシア人組織の中でも、ユダヤ人社会にとって脅威となっていたのはロシア・ファシスト党の存在であった。ロシア革命後亡命ロシア人は亡命先で幾多の政治活動を展開したが、ロシア人のファシスト組織はハルビン特有の現象であった。革命以前からハルビンに住み、財をなした富裕層と、革命後難民状態で逃亡せざるを得なかった人々との経済格差、さらに青年層に高かった失業率がハルビンでファシスト組織が隆盛する背景であった²⁰。ハルビンでは20年代なかばにソヴィエト体制の転覆とロシアにおけるファシスト独裁国家樹立を標榜したファシスト組織が複数結成され、1931年5月、「全ロシア・ファシスト党」第一回大会が開催された。同党は日刊機関紙『ナーシ・プーチ』（3500部）、雑誌『ナーツィヤ』を発行し、1933年7月には日本支部（東京、横浜、九州）が設立されている²¹。

ユダヤ人にとってハルビンはもはや「安住の地」ではなくなっていた。1931年の満洲事変と翌年の満洲国建国後、日本はユダヤ人を含むロシア人社会を支配下に置くことになった。日本統治下、1933年から1936年にかけてハルビンではロシア・ファシスト党员らによるユダヤ人拉致事件が頻発した。とくに1933年8月にハルビン最大の繁華街にあるモデルン・ホテル経営者の息子でフランス国籍のピアニスト、セミヨン・カスペラ致殺人事件は、ハルビンのユダヤ人社会を震撼させ、国際的反響を呼んだ。「カスペ事件」として知られることになるこの事件の背景は謎に包まれている。セミヨンは1933年8月25日に拉致され、30万圓の身代金が父親に要求されるが、父は支払いを拒否、12月3日にセミヨンの惨殺死体が発見された。翌34年10月、事件の容疑者としてロシア・ファシスト党员でハルビン警察庁刑事課巡査のマルティノフら6名が逮捕された。1936年3月からハルビンで裁判が開始され、いったん死刑が宣告されながらも、白系ロシア人側の嘆願に基づき上訴、7月新京の最高裁は地裁判決を破棄し、翌37年2月に釈放という経過をたどる。

日本の外交文書にはハルビン総領事からの報告やハルビン警察庁の管内状況報告書などに事件に関する多くの言及がある。カスペがフランス国籍であったこともあり、上海や欧米の新聞で事件が大きく取りあげられ、各地の日本大使館が外務省にこの問題に関する照会を行っていたためである。1936年9月ハルビン総領事の佐藤庄四郎は英国特命全権大使の吉田茂宛に、軍及び官憲はユダヤ人が満洲国法規を遵守するかぎり圧迫する方針はないが、ユダヤ人に祖国を奪われたと主張する白系ロシア人の「報復的観念」のために、ユダヤ人が不安定な立場におかれているのは否定できない。だがユダヤ人一流の宣伝上手のために、世界各地

²⁰ John Stephan, *The Russian Fascist: Tragedy and Farce in Exile, 1925-1945* (New York: Harper & Row, 1978), p. 47.

²¹ 全ロシア・ファシスト党日本支部にかんしては、沢田和彦「日本における白系ロシア人史の断章」『スラブ研究』No.47, 2000年、330頁を参照。ファシスト党機関紙については Diao Shaohua, «Краткий обзор истории русской печати в Харбине», *Revue des Etudes Slaves*, Paris, LXXIII, 2-3(2001), pp. 442-443.

に事件が過大に伝わっている、と釈明した²²。丸山直起はカスペ事件がアメリカ世論の対日批判を招き、その苦い教訓によって日本は対日イメージ向上措置を講じる必要性を感じるようになった、と指摘している²³。

ハルビン現地のユダヤ人社会も、事件への対応では細心の注意を余儀なくされた。1933年12月5日のセミヨン・カスペ葬儀の際、弔意を表したユダヤ系商店が一斉休業したことすら当局に対する批判と受け取られ、シナゴグでカウフマンが行った演説がハルビンの右翼紙に「日満当局批判」として掲載された。それによればカウフマンは「卑劣な犯罪を許し、住民を殺人者から保護しない当局の怠慢さ」に対し強く抗議の演説を行ったとされた²⁴。事件の長期化は決して利益にはならないことを日本側も、ハルビン・ユダヤ人社会も、両者ともに感じ取っていたはずである。1935年2月21日、ハルビン総領事森島守人はカウフマンを自宅に招いて会談し、『ナーシ・プーチ』の反ユダヤ記事に触れ、今後は問題があれば直接森島に話すよう伝えている。カウフマンは同紙の報道が根拠のないものであることを説明し、反ユダヤ記事の禁止を訴えた。会談は「日本総領事森島、ユダヤ人攻撃を非難」と題しハルビンのロシア語紙3紙に掲載され、森島は事態の沈静化に一応の成果があったものと判断している²⁵。

ところで1934年12月にハルビの特務機関の指導の下で「白系ロシア人事務局」(Бюро по делам российских эмигрантов —БРЭМ)が創設されている。同事務局設置の目的とは、当時内部分裂していた白系ロシア人の不協和を是正し、日本当局がすべての白系ロシア人組織の活動を統制、指導することにあつた²⁶。満洲国在住の亡命ロシア人は、政治、社会团体から、学術、青年組織、慈善、宗教団体に至るまで同事務局に登録された組織でのみ活動を許され、1935年初頭には188の組織が登録されている²⁷。だがハバロフスク国立公文書館所蔵の白系ロシア人事務局文書を調べたロマーノヴァは、同事務局がハルビンの民族団体(グルジア人、アルメニア人、ウクライナ人、タタール人など)をも監督したにもかかわらず、ハルビン・

²² 1936年9月19日付「在満猶太人迫害ニ関スル件」、外務省外交史料館『民族問題関係雑件 猶太人問題』第3巻所収。

²³ 丸山『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』、84頁。

²⁴ カウフマンは演説内容に当局批判の意図はなく、事実無根であるとしている。Кауфман, Поселок Харбин // Бюллетень. № 353. 1998. С. 33. 外国の新聞とは対照的に、当のハルビンの『エヴレイスカヤ・ジーズニ』紙にはカスペ事件に関する報道や批判が見あたらないことに、逆に同事件がハルビン・ユダヤ人社会に与えた衝撃の大きさがうかがえる。

²⁵ ユダヤ人との「和解」を推進した森島とは対照的に、ハルビン総領事代理の長岡半六はハルビン在住のロシア人のうち、少数派にすぎないユダヤ人に肩入れするような方針をとるのは、白系ロシア人を離反させることになり、統治上決して都合の良いものではない、との見解を明らかにしている。1935年1月14日付「ハルビン在住白系露人ト猶太人トノ抗争ニ関スル件」外務省外交史料館『民族問題関係雑件 猶太人問題』第3巻。

²⁶ 竹内桂「満洲国の白系ロシア人」、『駿台史学』108号、1999年。43-60頁。

²⁷ О. И. Сергеев, С. И. Лазарева. Российская эмиграция на Дальнем Востоке, 1917-1945 гг. Владивосток. 2000. С. 22.

ユダヤ教団が登録されていない、という事実を明らかにしている²⁸。白系ロシア人事務局の設置はセミョーフ系団体とロシア・ファシスト党とのあいだにあった軋轢を解消することが目的の一つであり、特にロザエフスキーを筆頭とするロシア・ファシスト党幹部は事務局役員の多くを占めていた。白系ロシア人事務局にハルビン・ユダヤ教団が加わらなかったとすれば、それは教団が軍の監督の埒外にあったということの意味するのではなく、関東軍指導の下であろうと、ユダヤ人組織とファシスト党の「共存」などありえなかったためであろう。後に見るように、1937年、日本当局は統治下の諸都市に住むユダヤ人代表からなる組織を、白系ロシア人事務局とは別に設置することになる。

3 パレスチナカソ連か 1935-36年 — パレスチナ移民計画の挫折

カウフマンは後に、カスペ事件当時「黒百人組の新聞 [ナーシ・プーチ]」によって「出エジプトのモーゼのように、満洲国から同胞を引き連れてパレスチナへ出て行け」と攻撃された、と回想している。エルサレムの中央シオニスト文書館にあるユダヤ機関 (Jewish Agency)²⁹ 移民局文書にはハルビンのカウフマンとの交信が残されており、それによれば事件さなかの1933年秋、カウフマンは実際に満洲国からの組織的なパレスチナ移住を計画しはじめていたことが明らかである。1933年10月29日、カウフマンは「極東パレスチナ移民事務所」を設置した旨をパレスチナのユダヤ機関移民労働局に報告している。この最初の報告ではハルビン在住のポーランド系ユダヤ人商人夫妻の移民希望アンケート³⁰を同封し、さらに「少なくとも30通の移民許可書」を送るようユダヤ機関に求めた³¹。この要請に対する12月5日付ユダヤ機関移民労働局の返答は、ハルビンへの移民許可書は3通のみ発行可能であり、ポーランド系商人は年齢制限 (18才以上35才以下) をオーバーするため受け入れられないというものであった。ハルビン・パレスチナ間の交信は当時片道1ヶ月以上を要し、パレスチナへの移民の中心地であったヨーロッパと違い、ハルビンでは基本的な情報が欠如していた。

実際のパレスチナ移住に関する実務的な内容が両者の間で取り交わされるのは、1935年以降のことである。これは中東鉄道がソ連から満洲国に売却され、それにともない鉄道従業員家族のソ連への帰国が開始された直後のことであった。1935年11月5日付の書簡でカウフマ

²⁸ Романова, Российские евреи в Харбине. С. 132.

²⁹ 委任統治規約にもとづき委任統治国 (イギリス) に対し行政面での助言、協力を行う目的で1922年9月に設置されたユダヤ人代表機関。

³⁰ アンケートには写真、氏名、出生地、現住所、民族、国籍、同行家族名、現職、パレスチナで予定する職業、パレスチナにおける不動産の有無、資金、パレスチナ在住の親類の住所氏名に加え身元保証人の記載が必要であった。

³¹ CZA, S6 A 1588. 最初の交信は両者ともヘブライ語で行われた (後の文書ではカウフマンはロシア語で書いている)。

ンはパレスチナに次のように書きつづっている。

最近ソ連国籍者 2 万 5000 人がハルビンを脱出した。出国した者のうち、ユダヤ人はおよそ 1000 人である。商業は衰退し、ユダヤ人の経済的基盤は崩壊した。非常に多くの人々が出国を考えており、皆がパレスチナを第一に希望している・・・³²

カウフマンによれば、在ハルビン英国領事館にパレスチナ移住にかんする照会をしても何の情報もなく、「無用の心配と時間の浪費」となっていた。周知のように 1917 年 11 月の「バルフォア宣言」後、サンレモ会議をへてパレスチナはイギリスの委任統治領となった。1922 年の「白書」で、イギリス植民地大臣チャーチルは、パレスチナへのユダヤ人移民数はパレスチナ経済が受け入れ可能な数に制限されるとした³³。イギリス委任統治下のパレスチナで移住が許されたのは一定以上の資金を有する資本家、専門職、熟練職人とその被扶養者であり、資金を持たない労働者でパレスチナに移住できたのは、移民後収入の見込みが確保されている者に限定された³⁴。カウフマンはそれぞれの具体的な情報をユダヤ機関に求めている。第 3 種ヴィザの権利を持つ熟練職人とは、正確にはどのような職種なのか、ハルビンには歯医者、歯科技師、宝石細工、時計職人、機械技師、運転手、電気修理士そのほかの手工業者がいる。彼らは第 3 種ヴィザで移民できるのか。1000 ポンドをつくるためにハルビンの不動産を売却する予定の人々は、第 1 種ヴィザなのか、第 4 種になるのか、と。当時の交換レートは 1 ポンドにつき 17 満洲国圓であり、所有不動産を売却して 1000 ポンドをつくるためには 17000 圓を要した。警察統計によればハルビンの「エミгранト籍」³⁵の所有家屋は 2500 戸、2000 万圓に上ったが、家屋需要が減退したために 1936 年には家屋の時価が以前にくらべ 4 割下落していた³⁶。

書簡は言葉を選びながらも、日本支配下のハルビンやその他の満洲国諸都市のユダヤ人の生活が、もはやかつてのような平穏なものではないことを訴えている。

こちらではパレスチナへの出国熱が日毎に高まっている。満洲国からの出国者増加の例として、次のような痛ましい事実がある。満洲国とソ連国境の満洲里には、最近まで

³² CZA, S6 3809.

³³ Charles D. Smith, *Palestine and the Arab-Israeli Conflict: A History with Documents* (Boston-New York, 2001), pp. 156-158.

³⁴ イギリス政府が発行するパレスチナ入国ヴィザは第 1 種(1000 ポンド以上の資本をもつ資本家)、第 2 種 (500 ポンド以上の資金を持つ専門家)、第 3 種 (250 ポンド以上の資金をもつ熟練職人)そして第 4 種 (月 4 ポンド以上の収入が確実な者)に分類されていた。

³⁵ 無国籍者を指し、一定地域に居住するための一年旅券を毎年更新する必要があった。

³⁶ 外務省外交史料館、「昭和 11 年度在支満本邦警察統計及管内状況報告雑纂」第 52 巻。

数千人のユダヤ人住民がいたが、今年のヨム・キプール [大贖罪日。1935 年は 10 月 7 日] にシナゴグにいたのは 16 人にすぎなかった。満洲里にはもうユダヤ人はいない。そこではユダヤ人学校の建物を日本に売却する交渉が行われている。ここでの生活条件はかなりの程度ドイツでの我が同胞の生活条件をほうふつとさせるものだ、と言うことができる。(強調原文)

カウフマンの要望に対して、1935 年 12 月 31 日付のパレスチナ・ユダヤ機関からの返答は「パレスチナへの移民の中心はワルシャワ、ベルリン、ブカレストである。現在ハルビンのユダヤ人が第 3 種ヴィザを使ってパレスチナに入国できる余地はない」というものであった³⁷。1933 年以降、ユダヤ機関の移民受け入れ方針は、従来から移民の中心であったポーランドのユダヤ人に加え、ナチ支配下のドイツ・ユダヤ人の吸収が最大の関心事となっていたのである。1935 年 9 月のニュルンベルグ法をはじめとする一連の法令によって、ナチ・ドイツはユダヤ人とドイツ人の結婚を禁止し、ユダヤ人から市民権を奪い、選挙権を剥奪し、公職から追放するなど反ユダヤ政策を鮮明に打ち出していた。1934 年パレスチナへのユダヤ人移民数は 42359 人、1935 年には 61854 人と最高記録を更新した。1935 年の 1 年だけで、第一次大戦以前の 30 年間に匹敵する数のユダヤ移民がヨーロッパからパレスチナに到来したことになる。だがハルビンへの割り当てはなかった。あるハルビン出身者は「ハルビンのようなユダヤ人ディアスポラのなかでも忘れられた辺境の地には、ほんの僅かの許可書が届いただけだった。東欧とドイツのユダヤ人の災難の前には、我々のような豊かなコミュニティに対して気前の良さを発揮するわけにかなかった」と回想している³⁸。

ハルビンのユダヤ人には国籍問題もまたパレスチナ移住の障害となった。ハルビンを含む中東鉄道付属地に住むロシア人の多くは、1922 年以前の時点で極東共和国国籍を取得していたが、極東共和国がソヴィエトと合併したために自動的にソ連国籍に編入されることになる。1924 年 5 月の中ソ国交回復以後、鉄道は中ソ共同経営となり、この際の両国の取り決めにより鉄道で働けるのはソ連、中国国籍の者のみとなり、無国籍のロシア人にとっては大きな打撃となった。1924 年以降、中東鉄道沿線では一部ロシア人のなかに仕事上の利便性や就職のためにソ連国籍あるいは中国国籍をとるものが現れた³⁹。ロシアの研究によれば、1930 年代初頭、満洲全体でソ連国籍 15 万、無国籍 10 万、中国籍 1 万 5 千のロシア人がいたが、この数は日本占領下になると減少し、1934 年にはソ連国籍 11 万、無国籍 9 万、中国籍 2 万となっている。このうちハルビンには 9 万人（内無国籍、中国籍は合計で 4 万人）のロシア人がい

³⁷ CZA, S6 3809.

³⁸ *Ицхак Орен*. Студенческий сертификат // Бюллетень. № 352. С. 13.

³⁹ *Н. И. Дубинина, Я. И. Ципкин*. Об особенностях дальневосточной ветви российской эмиграции. С. 70-72.

た⁴⁰。

1936年のハルビンの警察統計資料によれば、ハルビンのユダヤ人の国籍別概況は、無国籍がもっとも多く4500人、ついでソ連国籍の1200人、中国に帰化した者150人、その他合計7000人であった⁴¹。このなかでソ連国籍が問題となった。当時イギリス政府の移民局は全世界の領事館に対してソ連国籍者にはパレスチナへのヴィザを発給しないよう命令していたからである。カウフマン（彼自身は無国籍であった）はユダヤ機関に対し、ユダヤ人は単に商売上の都合からソ連国籍を所持しただけであり、決して思想的理由によるものではない、と説明した。だがユダヤ機関によれば、ハルビンのユダヤ人が、商売上の理由からソ連国籍をとったということを証明するのは不可能なのであった。

パレスチナからの事実上の拒絶は、カウフマンを大いに失望させた。ソ連は、鉄道従業員の引き揚げが完了した後も、国の威信の問題として、一般ソ連国籍のロシア人（ユダヤ人、その他の少数民族を含む）の引き揚げを勧告していた。1936年2月10日付の手紙で、カウフマンは「パレスチナの門は我々には閉ざされていると言うほかはない」と嘆いた。

大多数のユダヤ人はどこへ行くべきか、パレスチナでなければソ連か、というジレンマの前に立っている。……上海も天津も状況は悪い。……ハルビンにはパレスチナ移住を待ち望む多くの人々がいる。パレスチナ移住まで何年待てばよいのか⁴²。

この書簡がパレスチナに届いた直後の1936年4月、大量のユダヤ移民に反発するパレスチナ・アラブ人の暴動が激化し、イギリス当局はユダヤ人側の反発をよそに移民制限へと大きく政策を転換することになった。ハルビンからパレスチナへの出口は完全にふさがれたのである。

おわりに

カウフマンの下でハルビンだけでなく、極東各地のユダヤ人社会が日本の国策に対する従順をはっきりと表明するのは翌1937年のことである。1937年12月、第一回「極東猶太民族

⁴⁰ Российская эмиграция в Маньчжурии: военно-политическая деятельность (1920-1945) Сборник документов (Южно-Сахаринск, 1994), С. 4. この数字は日本の史料とは大きなへだたりがある。外務省亜細亜局の外国人人口統計表によれば、満洲および関東州を併せ、ソ連国籍人口が最大なのは、中ソ間経済が黄金期だった1927年の14万であり、その後は減少している。1932年の満洲国設立時にはソ連国籍は37865人にすぎない。

⁴¹ 1931年の推定人口から5年間で半減したことになる。移住先はソ連の他に主に天津と上海であった。

⁴² CZA, S6 3810

大会」がハルビンで、天津、大連、奉天、ハイラル、チチハル、神戸から 21 名の代表と 700 人の出席者を迎えて開催され、司会を務めたカウフマンは日本および満洲国への謝辞を述べた。この大会に日本側からは陸軍特務機関長樋口季一郎少将らが来賓として出席し祝辞を述べ、日本と統治下のユダヤ人との緊密な協力関係が確認された。大会は諸都市代表 7 名からなる「極東ユダヤ民族協議会」を選出し、カウフマンが議長となった。カウフマンによればこの協議会は、白系ロシア人事務局を通さず、直接日本側に極東ユダヤ人の利益を伝えるために創られた⁴³。日本側の史料も同協議会を、超党派的な、極東ユダヤ人を代表する団体であり「白系ロシア人における白系ロシア人事務局と同様」の役割を果たす、としている⁴⁴。以降日本は統治下のユダヤ人に対する保護政策を推進する⁴⁵とともに、1939 年末まで三年連続で開催された「極東猶太民族大会」は「日満の人種平等政策」の証として米英向けの対外宣伝に大いに利用された。当局の意向を反映して『エヴレイスカヤ・ジーズニ』紙は欧米向けに日本や満洲国に反ユダヤ主義は存在しないとすする論文を掲載し、日本のユダヤ人政策の公正さを賞賛するなど「大日本賛美」へと大きく転換するようになる⁴⁶。

大会はハルビン・ユダヤ人側の主催ではあったが、これまでの研究ではむしろ日本側（関東軍）の事情に焦点があてられてきた⁴⁷。本稿であきらかにしたように、1935 年の中東鉄道売却に伴う経済事情の悪化にともない、カウフマンはパレスチナへの組織的移民を計画したものの、翌年には移民が絶望であることが判明している。ハルビン・ユダヤ教団会長として極東に残されたユダヤ人全体の運命を考えれば、日本と今後折り合いをつけていく必要性をカウフマンは感じ取っていたはずである。当時反ユダヤ主義的色彩の強いロシア・ファシスト党の機関紙は発禁処分となるなど、日本のユダヤ人対応はいわゆる「猶太利用論」に傾きつつあった。対米関係改善と満洲国への「猶太資本」の導入をもくろんだ日本の「猶太利用論」を知りつつ、カウフマンはあえて利用論を利用したのではなかろうか。だがカウフマンはこの直後から彼の日本協力を「迎合」と見なす内外のユダヤ人、とくにアメリカの同胞から批判されることになるのである。

⁴³ Bresler, “Harbin’s Jewish Community,” p. 210.

⁴⁴ 満鉄調査部、『在哈猶太人及猶太系機関ノ最近事情（猶太問題調査資料第 17 輯）』1939 年。

⁴⁵ 1938 年 12 月の五相会議（首相、陸相、海相、蔵相、外相）で、対ユダヤ人政策にかんして以下のような「人種平等の原則」が確認された。「一、現在日、満、支ニ居住スル猶太人ニ対シテハ他国人ト同様公正ニ取扱ヒ、之ヲ特別ニ排斥スルカ如キ処置ニ出ツルコトナシ。二、新ニ日、満、支ニ渡来スル猶太人ニ対シテハ一般ニ外国人入国取締規則の範囲内ニ於テ公正ニ処置ス。三、猶太人ヲ積極的ニ日、満、支ニ招致スルカ如キハ之ヲ避ク、但シ資本家、技術家ノ如キ特ニ利用価値アルモノハ此ノ限リニ非ス」

⁴⁶ Еврейская жизнь. 1938. № 3-4; № 8; № 25-26; № 45.

⁴⁷ 丸山『上海のユダヤ難民』75-85 頁；Kranzler, “Japan before and during the Holocaust,” p. 563. 丸山は日本が盟邦ドイツに不快感を与えてもこの大会に関与しなければならなかった背景に着目している。克蘭ツラーは、カウフマン率いるハルビンのユダヤ人社会は日本側の真の動機に気付かず、無邪気にも日本とアメリカ・ユダヤ人間の仲介を買って出たとしている。